

高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例

第7条第5項第二号許可及び第三号許可に係る包括許可基準

高松市都市整備局建築指導課

制定・施行 令和 7 年 4 月 1 日

第1条 趣旨

この基準は、高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第17号。以下「特定用途条例」という。）第7条第5項第二号及び第三号に規定する許可に際し、一定の基準を満たす建築物に対して、あらかじめ包括的に建築審査会に諮問をする基準（以下「包括許可」という。）を定めて、許可の手続きの迅速化及び簡素化を図るものである。

第2条 適用の範囲

本基準を適用する範囲は、次のように定める。

一 建築物の用途は次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 学校の用に供するもの又は申請上、学校と同一敷地内にある建築物であること。

ロ 特定用途条例施行規則第2条の2で定める建築物の用途であること。ただし、特定用途条例第7条第5項第三号アに適合することが明らかなものに限る。

二 既に特定用途条例第7条第5項に基づく許可を受けている建築物の敷地又は既存建築物が建築基準法第3条第2項の規定により特定用途条例第7条第1項の規定の適用を受けない建築物の敷地における増築、移転、大規模の修繕及び大規模の様替（以下「増築等」という。）であること。

三 申請部分の高さは、特定用途条例第7条第1項に定める高さ以下とする。ただし、申請部分の用途が学校で、既存建築物における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進を目的としたエレベーター昇降路及び乗降ロビーの増築等である場合はこの限りでない。

第3条 包括許可基準

包括許可基準は、次の各号に該当するものであること。

一 申請部分の高さは、既存建築物の高さを超えないこと。

二 等時間日影は、次のイ又はロのいずれかに適合させること。

イ 第2条第一号イに掲げる建築物においては、平均地盤面から4メートルの高さの水平面における既存建築物の等時間日影と比較し、敷地外に生じる等時間日影が増大しないこと。

ロ 第2条第一号ロに掲げる建築物においては、平均地盤面の高さの水平面における既存建築物の等時間日影と比較し、敷地外に生じる等時間日影が増大しないこと。

第4条 建築審査会の諮問及び報告

本基準に基づく許可については、建築審査会に諮問したものとみなす。

なお、特定行政庁は本基準により許可を行った際には、直後に行われる建築審査会にその内容を報告しなければならない。